



仕事の疑問  
相談室  
鳥取労働局

**Q** 私は派遣社員として働いていますが、コロナ禍で仕事を「求職者支援制度」

が減って生活が苦しく、転職を考えています。資格も技術もありますが、支援制度はないでしょうか。

**A** 再就職や転職を目指す人が、

月10万円の生活支援給付金を支給しながら無料の職業訓練を受講する「求職者支援制度」



求職者支援制度があるよ！

コロナで仕事が減少

転職できないかな？

資格なし 技術なし

## 求職者支援制度を役立ててください

があります。

現在は特例として、シフト制労働者など不安定な就労状態にある求職者も制度を活用することができず、

ハローワークで求職を申し込むと、訓練終了後まで担当者が就職活動をサポートします。

なお、生活支援給付金を受給できるのは、雇用保険を受給できない離職者や雇用保険に加入できない条件で就労している在職者などで、本人や世帯の収入額など一定の条件を満たす必要があります。

この条件を満たさず、給付金が受給できない場合でも、職業訓練を無料で受講することは可能です。就職に必要な知識や技能の習得に役立ててください。

鳥取労働局職業安定部訓練室 電話0857 (88) 2777